

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別紙2-1 くろまぐろ(小型魚))</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標 中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意に従い、以下のとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)、かじき等流し網漁業等(かじき等流し網漁業(許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。))及び東シナ海等かじき等流し網漁業(許可省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。))をいう。以下この別紙において同じ。)及びかつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)とし、それぞれの大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>1 くろまぐろ(小型魚)大中型まき網漁業 (1) 当該大臣管理区分に関する事項 ① 水域 中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。) ②・③ (略) (2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p>	<p>(別紙2-1 くろまぐろ(小型魚))</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標 中西部太平洋まぐろ類委員会(以下「WCPFC」という。)での合意に従い、以下のとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)、かじき等流し網漁業等(かじき等流し網漁業(許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。))及び東シナ海等かじき等流し網漁業(許可省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。))をいう。以下同じ。)及びかつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)とし、それぞれの大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>1 くろまぐろ(小型魚)大中型まき網漁業 (1) 当該大臣管理区分に関する事項 ① 水域 中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。) ②・③ (略) (2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p>

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
(1)～(3) (略)

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2～5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)～(5) (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)・(2) (略)

第8・第9 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）での合意に従い、以下のとおりとする。

1・2 (略)

第4 (略)

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
(1)～(3) (略)

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会（以下「ISC」という。）による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2～5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項の規定において定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)～(5) (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項の規定において定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)・(2) (略)

第8・第9 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

WCPFCでの合意に従い、以下のとおりとする。

1・2 (略)

第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）、かじき等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（許可省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。以下この別紙において同じ。）及びかつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、それぞれの大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

②・③ （略）

(2) （略）

2 （略）

3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（1月から3月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① （略）

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（この管理区分及び4の管理区分においては、許可省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）

③ （略）

(2) （略）

4 （略）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分は、大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等及びかつお・まぐろ漁業とし、それぞれの大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

②・③ （略）

(2) （略）

2 （略）

3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（1月から3月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① （略）

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（この管理区分から5の管理区分までにおいては、許可省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）

③ （略）

(2) （略）

4 （略）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1)～(3) (略)

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2～5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)～(5) (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)・(2) (略)

第8・第9 (略)

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1)～(3) (略)

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータがI S Cによる資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2～5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項の規定において定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)～(5) (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項の規定において定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)・(2) (略)

第8・第9 (略)